



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜伝染病発生の報告（畜産課）…………… 1
- 家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定（畜産課）…………… 1

告 示

沖縄県告示第31号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和2年2月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

発生伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所（区域）	発生年月日
C S F（豚コレラ）	豚	疑似患畜	1,857	沖縄市	令和2年2月2日

沖縄県告示第32号

家畜伝染病予防法施行細則（平成12年沖縄県規則第31号）第13条第1項の規定により、移動を禁止する家畜等及び区域を次のとおり指定する。

令和2年2月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する家畜等 豚及びいのしし
- 2 指定する区域

(1) 移動を禁止する区域

ア 沖縄市（字倉敷、字大工廻、明道一丁目、松本三丁目、松本四丁目、字池原、池原一丁目、池原二丁目、池原三丁目、池原四丁目、池原五丁目、字知花、知花一丁目、知花二丁目、知花五丁目、知花六丁目、字登川、登川一丁目、登川二丁目及び登川三丁目の区域に限る。）

イ うるま市（字喜屋武、字天願、字宇堅、字安慶名、字宮里、字川崎、喜仲一丁目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、字平良川、字昆布、字栄野比、みどり町一丁目、みどり町二丁目、みどり町三丁目、みどり町四丁目、みどり町五丁目、みどり町六丁目、字上江洲、字仲嶺、字兼箇段、字江洲、字田場、石川東恩納、石川楚南、字西原、字赤道、字赤野及び字高江洲の区域に限る。）

(2) 区域外への移動を禁止する区域

ア 沖縄市（字上地、上地一丁目、上地二丁目、上地三丁目、上地四丁目、字与儀、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、久保田一丁目、久保田二丁目、久保田三丁目、仲宗根町、住吉一丁目、住吉二丁目、八重島一丁目、八重島二丁目、八重島三丁目、南桃原一丁目、南桃原二丁目、南桃原三丁目、南桃原四丁目、字古謝、字嘉良川、嘉間良一丁目、嘉間良二丁目、嘉間良三丁目、園田一丁目、園田二丁目、園田三丁目、城前町、字大里、大里一丁目、大里二丁目、字宇久田、安慶田一丁目、安慶田二丁目、安慶田三丁目、安慶田四丁目、安慶田五丁目、室川一丁目、室川二丁目、字宮里、宮里一丁目、宮里二丁目、宮里三丁目、字山内、山内一丁目、山内二丁目、山内三丁目、山内四

丁目、字山里、山里一丁目、山里二丁目、山里三丁目、字御殿敷、東一丁目、字松本、松本一丁目、松本二丁目、松本五丁目、松本六丁目、松本七丁目、字桃原、桃原一丁目、桃原二丁目、桃原三丁目、字森根、比屋根一丁目、比屋根二丁目、比屋根三丁目、比屋根四丁目、比屋根五丁目、比屋根六丁目、比屋根七丁目、字泡瀬、泡瀬一丁目、泡瀬二丁目、泡瀬三丁目、泡瀬四丁目、字白川、知花三丁目、知花四丁目、美原一丁目、美原二丁目、美原三丁目、美原四丁目、字美里、美里一丁目、美里二丁目、美里三丁目、美里四丁目、美里五丁目、美里六丁目、胡屋一丁目、胡屋二丁目、胡屋三丁目、胡屋四丁目、胡屋五丁目、胡屋六丁目、胡屋七丁目、諸見里一丁目、諸見里二丁目、諸見里三丁目、越来一丁目、越来二丁目、越来三丁目、高原一丁目、高原二丁目、高原三丁目、高原四丁目、高原五丁目、高原六丁目、高原七丁目、泡瀬五丁目、泡瀬六丁目、海邦一丁目、海邦二丁目、海邦町、照屋一丁目、照屋二丁目、照屋三丁目、照屋四丁目及び照屋五丁目の区域に限る。)

イ うるま市(喜仲四丁目、字塩屋、字大田、字川田、字州崎、与那城、与那城中央、与那城安勢理、与那城屋平、与那城屋慶名、与那城照間、与那城西原、字具志川、字前原、勝連内間、勝連南風原、勝連平安名、石川、石川一丁目、石川二丁目、石川伊波、石川嘉手苺、石川山城、石川曙一丁目、石川曙二丁目、石川曙三丁目、石川東山一丁目、石川東山二丁目、石川東山本町一丁目、石川東山本町二丁目、石川東恩納崎、石川白浜一丁目、石川白浜二丁目、石川石崎一丁目、石川石崎二丁目、石川赤崎一丁目、石川赤崎二丁目、石川赤崎三丁目及び字豊原の区域に限る。)

ウ 恩納村(字仲泊、字富着、字前兼久、字山田、字恩納、字真栄田及び字谷茶の区域に限る。)

エ 金武町(字伊芸及び字屋嘉の区域に限る。)

オ 読谷村(字上地、字伊良皆、字古堅、字喜名、字大木、字大湾、字座喜味、字楚辺、字比謝、字比謝疋、字渡具知、字牧原、字親志、字長浜、字長田及び字高志保の区域に限る。)

カ 嘉手納町(字久得、字兼久、字嘉手納、字国直、字屋良、屋良一丁目、字東、字水釜、水釜六丁目、字野国及び字野里の区域に限る。)

キ 北谷町(字吉原、字大村、字桃原、字桑江、字浜川、字玉上、字砂辺、字上勢頭、字下勢頭、字伊平及び美浜三丁目の区域に限る。)

ク 北中城村(字仲順、字和仁屋、字喜舎場、字大城、字安谷屋、字屋宜原、字島袋、字比嘉、字渡口、字熱田、字瑞慶覧、字美崎及び字荻道の区域に限る。)

3 禁止期間 令和2年2月2日から当分の間

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課(文書法規班印刷室) 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--